

～ 宅内排水設備 手続き・工事・下水道使用開始までの流れ 案 ～

手続き・工事の流れ	責任者※	補足説明	手続き・工事の不備等が発覚した場合の責任者に対する処分内容例 (下水道条例の一部改正)
(1) 指定業者の選定・契約 ↓	① 排水設備義務者	指定業者リストより排水設備の工事依頼業者を選定し、契約します。 ○指定業者リストは市川市HPで確認できます。 ○3社程度に見積りを依頼したうえで、指定業者の選定をお勧めします。	
(2) 排水設備新設等確認申請 ↓	① 排水設備義務者	申請書類の作成・手続きは指定業者が代行しますが、排水設備義務者が責任者となります。 <b>申請しなかった場合や、申請前に工事着手した場合、処分対象となります。</b>	①排水設備義務者 事実の公表・過料 (2回目以降の違反が処分対象)
(3) 審査・通知書 ↓	市川市	申請内容を審査し、内容に問題がなければ通知書を発行します。	
(4) 排水設備の工事着手届 ↓	② 指定業者 ③ 指定業者以外の工事を行った者	通知書発行後、工事着手届を届け出た後に排水設備工事を行うことができます。 <b>届け出なかった場合や、届け出前に工事着手した場合、処分対象となります。</b>	②指定業者 指定の停止・取消し 責任技術者の業務停止・禁止 事実の周知・過料 (2回目以降の違反が処分対象) ③指定業者以外の工事を行った者 事実の公表・過料
(5) 排水設備工事 ↓	① 排水設備義務者 ② 指定業者	(2)(3)で確認を受けた計画に基づき工事を施工しなければなりません。 <b>確認を受けた計画に基づき工事していない場合や、排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していない場合、工事の是正のための必要な措置を命じます。</b>	①排水設備義務者・②指定業者 工事の是正に必要な措置命令 ②指定業者 指定の停止・取消し 責任技術者の業務停止・禁止 事実の周知・過料 (2回目以降の違反が処分対象)
(6) 排水設備の工事完了届 ↓	① 排水設備義務者 ③ 指定業者以外の工事を行った者	指定業者以外の者に工事を行わせた場合や、指定業者以外の者が工事を行った場合、処分対象となります。	①排水設備義務者 事実の公表・過料 (2回目以降の違反が処分対象) ③指定業者以外の工事を行った者 事実の公表・過料
(7) 排水設備の工事完了届 ↓	② 指定業者 ③ 指定業者以外の工事を行った者	排水設備工事完了後、速やかに工事完了届を届け出なければなりません。 <b>届け出なかった場合や、遅延して届け出た場合、処分対象となります。</b>	②指定業者 指定の停止・取消し 責任技術者の業務停止・禁止 事実の周知・過料 (2回目以降の違反が処分対象) ③指定業者以外の工事を行った者 事実の公表・過料
(8) 排水設備完成届 ↓	① 排水設備義務者	完成届の届け出は指定業者が代行しますが、排水設備義務者が責任者となります。 <b>届け出なかった場合や、遅延して届け出た場合、処分対象となります。</b>	①排水設備義務者 事実の公表・過料 (2回目以降の違反が処分対象)
下水道使用開始届 ↓	① 排水設備義務者 ④ 又は 使用者	使用開始届を届け出ることにより、下水道を使用できるようになります。 <b>届け出なかった場合、届け出を拒否した場合、処分対象となります。</b>	①排水設備義務者、又は④使用者 過料
(8) 検査	市川市	確認を受けた計画に基づき工事されているか、排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合しているか確認し、問題なければ検査証シールを発行します。	

※責任者について

- ① 排水設備義務者 : 建物や土地の所有者のことをいい、市民のみなさまなどが対象となります。
- ② 指定業者 : 市川市が指定した排水設備工事業者(計306社・平成28年10月1日現在)で、市民のみなさまの排水設備の工事を行います。
- ③ 指定業者以外の工事を行った者 : 排水設備工事を行ってはいけなにも関わらず、工事を実施した業者などが対象となります。
- ④ 使用者 : 公共下水道を利用している者をいい、市民のみなさまなどが対象となります。